

労働基準局関係

労働基準局所管の分科会等の審議状況

(平成28年8月31日以降)

○ 時間外労働の上限規制等について（労働条件分科会）【別紙1】

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、平成29年4月から罰則付き時間外労働の上限規制の導入、労働基準法等の改正などについて審議を重ね、時間外労働の上限規制の導入、勤務間インターバルの普及促進、長時間労働に対する健康確保措置の強化などを内容とする労働政策審議会建議「時間外労働の上限規制等について」（平成29年6月5日）を取りまとめた。

これを受け、同年9月8日に厚生労働大臣より労働政策審議会に諮問された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、調査審議を行った。

○ 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化について（安全衛生分科会）【別紙2】

「働き方改革実行計画」に基づき、平成29年4月から労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化などについて審議を重ね、事業者における労働者の健康確保対策の強化、産業医がより一層効果的な活動を行いやすい環境の整備などを内容とする労働政策審議会建議「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について」（平成29年6月6日）を取りまとめた。

これを受け、同年9月6日に「労働安全衛生法及びじん肺法の一部改正案の概要（案）」について、議論を行った。

○ 労働基準法施行規則の一部改正（労働条件分科会）【別紙3】

労働政策審議会建議「時間外労働の上限規制等について」（平成29年6月5日）を受け、社会保険労務士又は社会保険労務士法人が36協定の届出等を使用者に代わり、電子申請により行う場合は、使用者の職務を代行する契約を締結していることを証する書面の添付をもって、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができることとするもの。

(平成29年7月12日諮問・答申。平成29年10月公布予定、平成29年12月施行予定。)

○ 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正（労働条件分科会労災保険部会）【別紙4】

(1) 通勤災害保護制度の対象となる介護の対象家族の範囲について「同居、かつ、扶養」の要件を撤廃することとするもの。

(2) 職場意識改善助成金に「勤務間インターバル導入コース」を新設し、勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対して助成を行うこととするもの。

(平成28年12月2日諮問・答申。平成28年12月公布、平成29年1月施行。)

○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正（労働条件分科会労災保険部会）【別紙5】

- (1)「労働者災害補償保険法」に基づく介護（補償）給付及び「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額を増額するもの。
- (2)遺族（補償）年金の請求等の手続において添付書類として提出させている住民票の写しについて、個人番号を利用することで当該書類の提出を省略できることとするもの。
- （平成 29 年 3 月 1 日諮問・答申。平成 29 年 3 月公布、平成 29 年 4 月施行。）

○ 労働安全衛生法施行令の一部改正及び労働安全衛生規則等の一部改正（安全衛生分科会）【別紙 6】

福井県の化学工場における膀胱がん発症事案等を踏まえ、職業がんの予防の観点から、化学物質「オルトートルイジン」について、作業環境測定や特殊健康診断の実施等を義務付け、あわせて、オルトートルイジン等経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている化学物質を取り扱う際の保護衣等に関して必要な措置を講ずることとするもの。

（平成28年10月18日諮問・答申。平成28年11月公布、平成29年 1 月施行。）

○ 労働安全衛生規則等の一部改正（安全衛生分科会）【別紙 7】

過労死対策、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援の重要性が増す中、産業医の位置づけや役割等について検討した「産業医制度の在り方に関する検討会」報告書（平成28年12月26日）を踏まえ、産業医への情報提供の充実等の必要な省令改正を行うこととするもの。

（平成29年 2 月22日諮問、平成29年 3 月13日答申。平成29年 3 月公布、平成29年 6 月施行。）

○ 第12次労働災害防止計画の評価（安全衛生分科会）【別紙 8】

平成25年度から平成29年度までを取組期間とする第12次労働災害防止計画について、次期労働災害防止計画の策定に向けて、取組状況の評価を行った（平成29年 7 月24日）。

○ 2016 年度の目標における評価について【別紙 9】

労働条件分科会及び安全衛生分科会の 2016 年度の目標について、別紙のとおり評価を行った。

【参考】 分科会等開催実績

- ・労働条件分科会 3/31、4/7、4/27、5/12、5/30、6/5、7/12、8/30、9/4、9/8
 - ・労働条件分科会労災保険部会 12/2、3/1、7/18
 - ・労働条件分科会同一労働同一賃金部会 4/28、5/12、5/16、6/6、6/9
 - ・安全衛生分科会 9/6、10/18、12/22、1/26、2/22、3/13、4/20、5/15、5/30、6/6、7/24、9/6
- ※ 同一労働同一賃金に関する法整備については、雇用環境・均等局資料参照。

時間外労働の上限規制等について (平成29年6月5日労働政策審議会 建議)

1. 時間外労働の上限規制

(1) 上限規制の基本的枠組み

原則	特例
<ul style="list-style-type: none"> ・月45時間 ・年360時間 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>(1年単位の変形労働時間制の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月42時間 ・年320時間 	<ul style="list-style-type: none"> ① 年720時間 ② 休日労働を含み、2か月ないし6か月平均で80時間以内 ③ 休日労働を含み、単月で100時間未満 ④ 原則である月45時間(1年単位の変形労働時間制の場合 は42時間)の時間外労働を上回る回数は、年6回まで

(2) 現行の適用除外等の取扱い

自動車の運転業務	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法施行5年後に年960時間以内の規制を適用。 ・さらに将来的に一般則の適用を目指す。 ・時間外労働の上限は原則として月45時間、かつ、年360時間であり、これに近づける努力が重要。
建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法施行5年後に一般則適用。 (ただし、復旧・復興の場合は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の条件は適用しない。この点についても、将来的には一般則の適用を目指す。) ・時間外労働の上限は原則として月45時間、かつ、年360時間であり、これに近づける努力が重要。
新技術・新商品等の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の対象範囲を超えた職種に拡大することのないよう、対象を明確化し適用除外とする。 ・1週間当たり40時間を超えて労働させた場合のその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた者に対し、医師による面接指導の実施を労働安全衛生法上義務づける。(義務違反に対しては罰則を科す。)
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要。 ・具体的には、改正法施行5年後を目処に規制を適用。 ・医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方を目指し、2年後を目途に規制の具体的なあり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。

時間外労働の上限規制等について (平成29年6月5日労働政策審議会 建議)

(3) 労働基準法に基づく新たな指針

可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設け、当該指針の内容を周知徹底するとともに、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

また、指針の内容として、併せて、休日労働も可能な限り抑制するよう努めなければならない旨を規定する。

2. 勤務間インターバル

労働時間等設定改善法第2条（事業主等の責務）を改正し、事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課すとともに、その周知徹底を図る。

3. 長時間労働に対する健康確保措置

過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、労働者の健康管理を強化する。

○ 医師による面接指導

時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えた者から申出があった場合に、医師による面接指導を義務付ける。（現行では100時間を超える者が対象）

○ 労働時間の客観的な把握

管理監督者を含む、すべての労働者を対象として、労働時間の把握について、客観的な方法その他適切な方法によらなければならない旨を省令に規定する。

4. その他

中小企業を含め、急激な変化による弊害を避けるため、十分な法施行までの準備時間を確保することが必要。

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）**7.（3）労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化（抜粋）**

過重な長時間労働やメンタル不調などにより過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、企業における労働者の健康管理を強化する。

対策の方向性：事業者における労働者の健康確保対策の強化

- 長時間労働者等への就業上の措置に対して産業医がより適確に関与するための方策
 - ・ 事業者から産業医への情報提供の充実 ※事業者が長時間労働者の面接指導後に講じた時短等の就業上の措置の内容など
 - ・ 産業医から事業者への勧告手続きの整備
- 健康情報の事業場内での取扱ルールの明確化、適正化の推進
 - ・ 労働者の健康情報の取扱いについて事業場ごとに労使の関与の下検討し決定
 - ・ 国は、労働者の健康情報の取扱いについて必要な指針を公表
- 労働者が産業医・産業保健スタッフに直接健康相談ができる環境整備等
 - ・ 事業者は、労働者が安心して健康相談を受けられる体制の整備に努める
 - ・ 事業者は、産業医等への健康相談等の利用方法を労働者に周知

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）**7.（3）労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化（抜粋）**

産業医の独立性や中立性を高めるなど産業医の在り方を見直し、産業医等が医学専門的な立場から働く方一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備する。

対策の方向性：産業医がより一層効果的な活動を行いやすい環境の整備

- 産業医の独立性、中立性を強化するための方策
 - ・ 産業医は、その専門知識に基づき誠実に職務を行わなければならない
 - ・ 産業医は、産業医学に関する知識・能力の維持向上に努める
 - ・ 産業医の身分保障の強化（離任理由の衛生委員会への報告）
 - ・ 国は、産業医の養成体制の強化等の必要な支援を図る
- 産業医がより効果的に活動するために必要な情報が提供される仕組みの整備
 - ※長時間労働者の氏名と労働時間、労働者の業務に関する情報など
- 産業医が衛生委員会に積極的に提案できることその他産業医の権限の明確化
 - ・ 産業医から衛生委員会への積極的な提案権限の付与
 - ・ 事業場の実情に応じて必要となる産業医の権限を明確化

労働基準法施行規則の一部改正について

(社会保険労務士の電子署名による代理申請の際の使用者の電子署名等の省略)

現行

現在、使用者が労働基準法に基づく届出等を社会保険労務士の代行により電子申請する場合、使用者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書が必要。また、労働基準法に基づく届出等の電子申請率は非常に低調。(36協定:0.28%、就業規則:0.98%(平成27年))

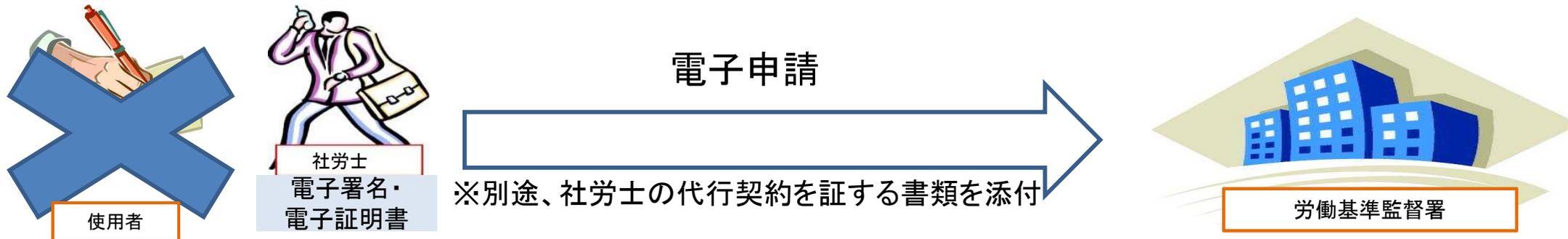
※国の行政機関が扱う申請・届出等の手続のオンライン利用率 47.3%(平成27年度)



改正内容

行政手続を簡素化し、使用者負担を軽減するため、社会保険労務士が使用者に代わり電子申請を行う際には、委任状など、当該社労士が使用者の職務を代行する契約を結んでいることを証明する書面をもって、使用者の電子署名及び電子証明書を省略できるよう、省令の改正を行う。(平成29年12月1日施行予定)

あわせて、電子申請のためのマニュアルやリーフレットを作成・周知し、電子申請率の向上を図る。



なお、平成29年6月5日の労働条件分科会による建議においても、当該改正について検討を継続すべき旨盛り込まれている。

育児・介護休業法施行規則の改正を踏まえた通勤災害保護制度の改正について

○ 育児・介護休業法施行規則の改正(平成28年厚生労働省令第137号(施行日:平成29年1月1日))

- ・ 本年3月に成立した雇用保険法等の改正に合わせて行うもの。
- ・ 世帯構造の変化等を踏まえ、介護休業を取得できる対象家族を以下の通り拡大。

現行	改正後
○条件無し ・ 配偶者 ・ 父母（配偶者の父母含む） ・ 子	○条件無し ・ 配偶者 ・ 父母（配偶者の父母含む） ・ 子 祖父母 兄弟姉妹 孫
○同居し、かつ扶養している、 祖父母 兄弟姉妹 孫	同居・扶養要件を撤廃

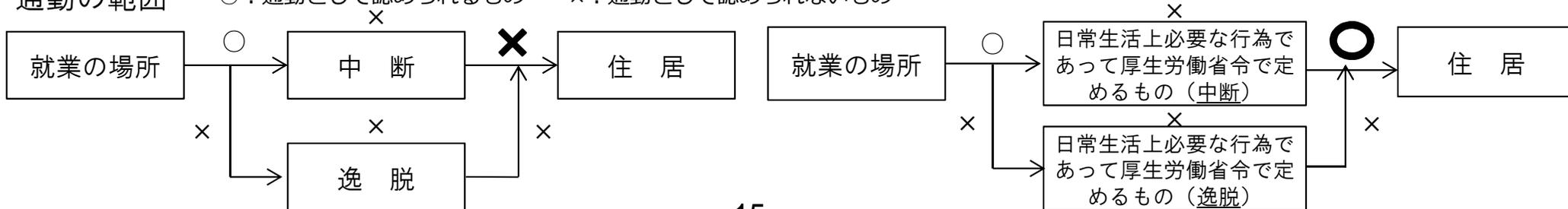
○ 労災保険法の通勤災害保護制度の改正(公布日:平成28年12月中、施行日:平成29年1月1日予定)

- ・ 労災保険法では、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡については、通勤災害として保険給付の対象としているが、労働者が移動の経路を逸脱・中断した場合には、当該逸脱・中断の間及び合理的な経路に復帰後の移動は原則として通勤には含まれない。ただし、逸脱・中断が「日常生活上必要な行為」に該当する場合には、合理的な経路に復帰後の移動は通勤に含まれる（その場合であっても、逸脱・中断の間は通勤に含まれない。）。
- ・ 労災保険法施行規則では、「日常生活上必要な行為」について、一定の家族の介護を認めており、当該家族は育児・介護休業法の対象家族と同じ範囲で規定している。
- ・ 今般、育児・介護休業法の対象家族が拡大されたことを踏まえ、「日常生活上必要な行為」に該当する介護の対象家族の範囲も同様に措置するもの。

現行	改正案
(日常生活上必要な行為) 第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。 一～四 (略) 五 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母 並びに同居し、かつ、扶養している 孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）	(日常生活上必要な行為) 第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。 一～四 (略) 五 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

(参考) 通勤の範囲

○ : 通勤として認められるもの × : 通勤として認められないもの



長時間労働の是正に向けた勤務間インターバルを導入する企業への支援

【28年度第二次補正予算額:33,943千円】

背景

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開することとされたことなどを踏まえ、勤務間インターバルに係る導入事例集の作成や各種広報等により幅広く周知を図るとともに、勤務間インターバルの導入に係る経費の一部を支給する助成金制度を創設する。

平成28年度第二次補正予算

勤務間インターバル制度普及のための広報事業

33,943千円

- 勤務間インターバル制度の導入事例を収集し、事例集を作成・配布
- 広報ポスターの作成・配布
- 新聞広告、インターネット広告の実施
- セミナーの開催(全国3ブロック)等

職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース(仮称))

0千円〔制度要求〕

〔 ※平成29年度概算要求額
401,868千円 〕

【助成概要】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用、労務管理用機器等の導入・更新費用 等

【成果目標】

中小企業事業主が新規に勤務間インターバルを導入すること

【助成率、上限額】

費用の3/4を助成、上限50万円

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案

介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額の改定について

＜改正の趣旨＞

- 労働者災害補償保険法では、業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護(補償)給付として支給。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の介護手当の支給限度額との均衡を考慮して設定。これらは、人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて改定。
- 今般、平成28年度の人事院勧告により、0.17%のプラス改定が行われることから、介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの)の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>105,130円</u> (104,950円)	<u>57,110円</u> (57,030円)
随時介護を要する者	<u>52,570円</u> (52,480円)	<u>28,560円</u> (28,520円)

※()内は現行額

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>105,130円</u> (104,950円)	<u>57,110円</u> (57,030円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>78,850円</u> (78,710円)	<u>42,830円</u> (42,770円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>52,570円</u> (52,480円)	<u>28,560円</u> (28,520円)

施行期日：平成29年4月1日

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案

マイナンバーの利用による添付書類の省略について

<改正の趣旨>

- 平成28年1月より、年金給付の受給権者のマイナンバーを取得した場合、住民基本台帳ネットワークを通じて、当該受給権者の住民票情報（氏名、住所、生年月日等）を確認することができるようになった。
- これにより、年金給付の請求等の手続において添付することを求めていた、住民票の写しを省略することが可能になったため、法令上必要な措置を行う。

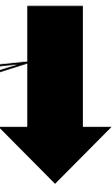
【例】亡くなった労働者の妻が、遺族補償年金を請求する場合

（旧）亡くなった労働者との生計維持関係を証明するため、住民票の写しを提出しなければならない。

⇒（新）マイナンバーがあれば、住民票の写しの提出は不要になる。

（※ 住民票の写し以外の添付書類は、従来通り提出する必要がある。）

上記に伴い、請求書等の様式を変更する必要



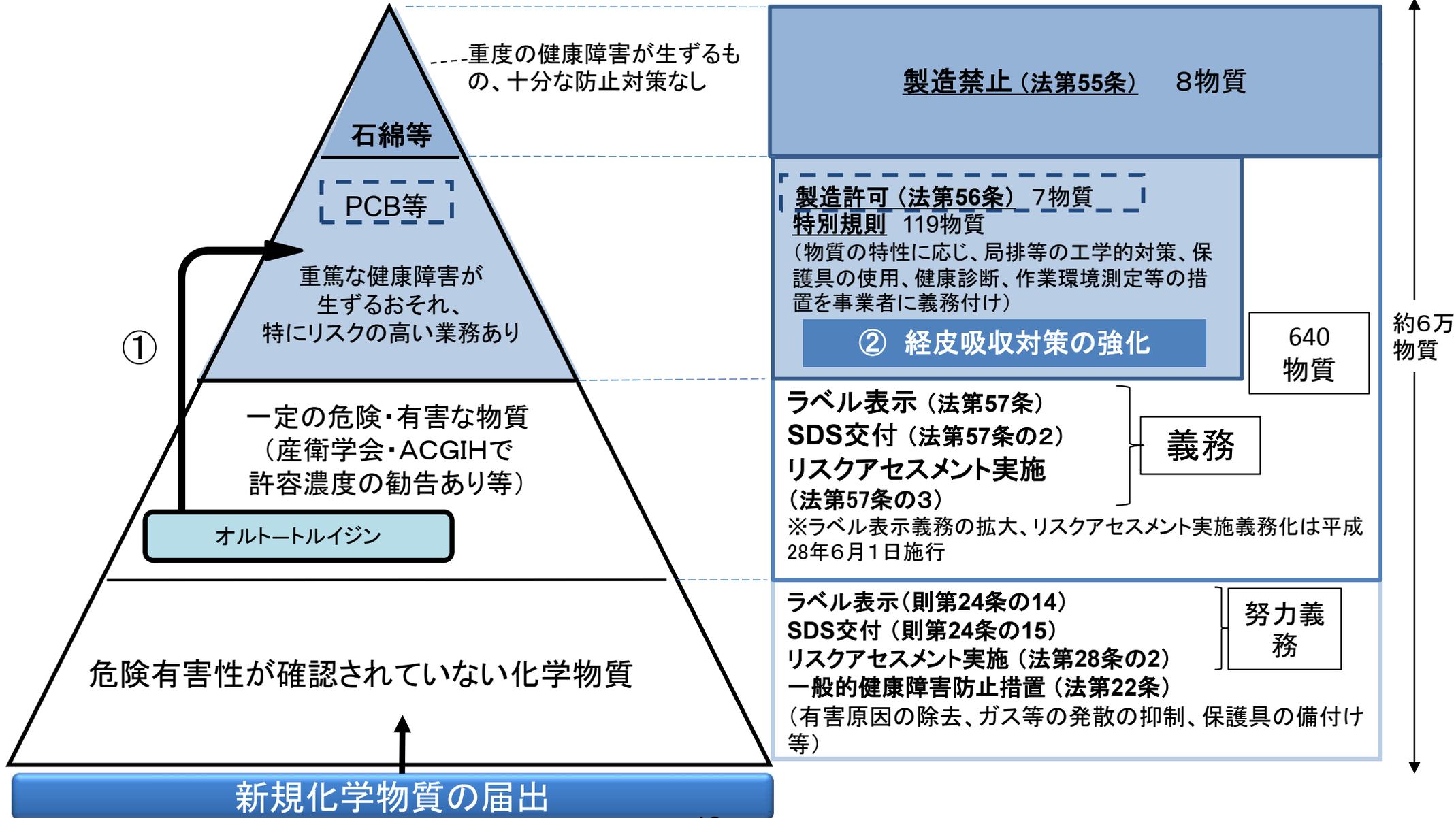
<様式告示の改正>

- 上記改正内容の周知徹底のため、請求人等が労働基準監督署にマイナンバーを提供している場合には住民票の添付が不要となる旨の記載を、年金給付の請求書等の様式に設ける。
- その他、所要の措置を講ずる。
 - ・ 社会保険労務士の氏名等の記載欄を追加する等の行政事務簡素化措置
 - ・ 組織改編に伴い「次長」を「副署長」に修正する等の形式的措置

施行期日：平成29年4月1日

オルトートルイジンに関する規制強化等

- ① オルトートルイジン^①を特定化学物質(第2類物質)に追加し、作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付ける。
- ② 経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質について、洗浄設備及び保護衣等について見直しを行う。



現 行

- 現在、労働安全衛生法令では、以下を義務付けている。
 - 産業医は、少なくとも**毎月一回作業場等を巡視**し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。（労働安全衛生規則第15条）
 - 事業者は、健康診断の結果、**異常の所見があると診断された労働者**について、当該労働者の健康保持に必要な措置について、**医師等からの意見を聴取**する。（労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文）
 - 事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が**1月当たりの100時間を超える労働者**について、当該労働者からの申出に基づいて**医師による面接指導**を行う。（労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2）

改正の内容

産業医の定期巡視の頻度の見直し （労働安全衛生規則第15条関係）

- 少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、**事業者から毎月1回産業医に所定の情報が提供されている場合**であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の**巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする**。
 - 1 衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果
 - 2 1に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

（労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文関係）

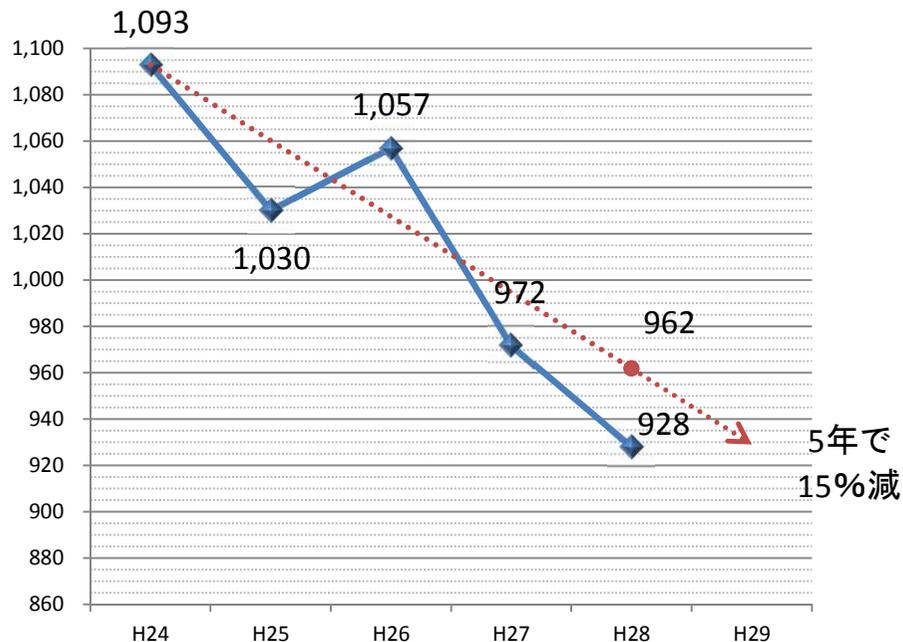
- 事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる**労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならない**こととする。

長時間労働者に関する情報の産業医への提供 （労働安全衛生規則第52条の2関係）

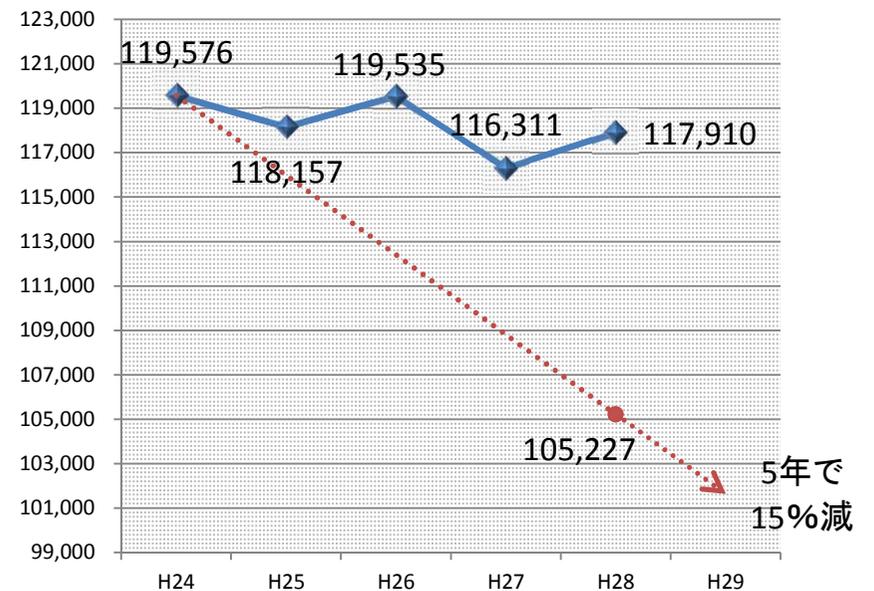
- 事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が**1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない**ものとする。

目標	実績	分析
【死亡災害】 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害の死亡者数を15%以上減少させる。	（平成24年）（平成28年） 1,093人 → 928人 （15.1%減）	<ul style="list-style-type: none"> ・全産業では、目標の15%以上減少を達成見込み ・重点業種として取り組んだ製造業（11.1%減）、建設業（19.9%減）は減少 ・重点業種以外では、陸上貨物運送事業が大幅な減少（26.1%減）、林業は増加（10.8%増） ・死亡災害発生率（千人率）では、改善（0.021（H24）→0.017（H28）） ※雇用者数は、4.7%増加
【死傷災害】 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少させる。	（平成24年）（平成28年） 119,576人 → 117,910人 （1.4%減）	<ul style="list-style-type: none"> ・全産業では、目標の15%以上減少は達成困難 ・重点業種として取り組んだ小売業（2.6%増）、社会福祉施設（27.8%増）、飲食店（9.5%増）、陸上貨物運送事業（1.0%増）はいずれも増加 ・重点業種以外では、製造業（6.5%減）、建設業（11.8%減）が減少 ・労働災害発生率（千人率）では、やや改善（2.3（H24）→2.2（H28）） ※雇用者数は、4.7%増加

死亡災害：全産業



休業4日以上死傷災害全産業



【労働災害件数を減少させるための重点業種対策に対する評価】

目標	実績	分析
平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。		
【小売業】 労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 13,099人 → 13,444人 (2.6%増)	・労働災害発生件数は、2.6%の増加 ・労働災害発生率(千人率)では、やや改善(2.24(H24)→2.17(H28)) ※雇用者数は、5.8%増加
【社会福祉施設】 労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 6,480人 → 8,281人 (27.8%増)	・労働災害発生件数は、27.8%の増加 ・労働災害発生率(千人率)も、増加(1.99(H24)→2.11(H28)) ※雇用者数は、20%増加
【飲食店】 労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 4,375人 → 4,791人 (9.5%増)	・労働災害発生件数は、9.5%の増加 ・労働災害発生率(千人率)も、増加(1.76(H24)→1.79(H28)) ※雇用者数は、8.1%増加
【陸上貨物運送事業】 労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 13,843人 → 13,977人 (1.0%増)	・労働災害発生件数は、1.0%の増加 ・労働災害発生率(千人率)では、やや改善(8.44(H24)→8.17(H28)) ※雇用者数は、4.3%増加

【重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策に対する評価】

目標	実績	分析
平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。		
【建設業】 労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 367人 → 294人 (19.9%減)	・平成28年現在で19.9%減。目標達成見込み ・墜落・転落災害は、減少傾向(157件(H24)→134件(H28))であるが、減少率は14.6%で建設業全体の労働災害に占める割合は40%以上 ・死亡災害発生率(千人率)では、改善(0.108(H24)→0.088(H28))※雇用者数は2.1%減少
【製造業】 労働災害による死亡者の数を5%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 199人 → 177人 (11.1%減)	・平成28年現在で11.1%減。目標達成見込み ・はさまれ・まきこまれ災害は、減少がみられない(63件(H24)→62件(H28)) ・死亡災害発生率(千人率)では、やや改善(0.021(H24)→0.018(H28))※雇用者数は、1.9%増加

【重点とする健康確保・職業性疾病対策に対する評価】

目標	実績	分析
平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(平成24年) (平成28年) 47.2% → 調査中 (平成29年秋公表) (平成27年59.7%)	・平成27年時点では、目標未達成 ・法改正(平成27年12月施行)によるストレスチェック制度の創設により、取組割合の増加が期待される
平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。	(平成23年) (平成28年) 9.4% → 7.8% (17.0%減)	・平成28年時点では、一定の減少がみられるものの目標未達成
職場における化学物質管理の推進のため、平成29年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。	(平成26年) (平成28年) ラベル 47.7% → 調査中 SDS 48.0% → 調査中 (平成29年秋公表)	・平成26年時点では、目標の三分の二に満たない
平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる(労働災害件数を減少させるための重点業種対策における目標と同じ)。	【社会福祉施設の労働災害のうち腰痛】 (平成24年) (平成28年) 957人 → 1,084人 (13.3%増)	【社会福祉施設の労働災害のうち腰痛】 ・労働災害発生件数は、13.3%の増加 ・労働災害発生率(千人率)では、やや改善(0.29(H24)→0.27(H28)) ※雇用者数は20%増加
平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数(各期間中(5年間)の合計値)を20%以上減少させる。	(平成20~24年の合計) 1,948人 (平成25~28年の合計) 1,879人	・平成28年時点で、目標値を上回っており、目標未達成 ※平成29年から「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、対策を強化
平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。	(平成24年) (平成28年) 51.8% → 調査中 (平成29年秋公表) (平成27年32.8%)	・平成27年時点では、目標未達成 ※新成長戦略及び健康日本21の目標(平成31年までに) 「受動喫煙の無い職場の実現」 ※改正労働安全衛生法(平成27年6月施行)で受動喫煙を防止するための措置を努力義務化

2016 年度 各分科会における目標の評価について

(労働条件分科会において設定された目標の動向)

- 年次有給休暇取得率（2020 年目標：70%）
2016 年調査（調査対象は 2015 年）では、年次有給休暇取得率は 48.7%となり、前回調査（47.6%）から 1.1 ポイント増加した。
- 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合（2020 年目標：5%）
2016 年調査では、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 7.7%となり、前回調査（8.2%）から 0.5 ポイント減少した。
- 年次有給休暇の取得促進策・長時間労働抑制策として、労働政策審議会労働条件分科会において「労働時間法制等の在り方について（報告）」及び答申を得た「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」に基づき、
 - ・ 使用者に対する年 5 日間の年次有給休暇の時季指定の義務付け
 - ・ 中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し等を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第 189 回通常国会に提出し、現在継続審議となっている。

(安全衛生分科会において設定された目標の動向)

- 平成 25 年度から 5 か年計画として取り組んでいる第 12 次労働災害防止計画（12 次防）においては、「平成 29 年までに平成 24 年比で労働災害による死亡者数、休業 4 日以上之死傷者数をそれぞれ 15%以上減少させる」という目標を掲げている。
- 平成 28 年の労働災害による死亡者数、休業 4 日以上之死傷者数は、それぞれ以下のとおりとなっている。
 - ・ 死亡者数については、平成 28 年は 928 人となっており、平成 24 年（1,093 人）と比べて、15.1%の減少。
 - ・ 休業 4 日以上之死傷者数については、平成 28 年は 117,910 人となっており、平成 24 年（119,576 人）と比べて、1.4%の減少。※ 死亡者数は死亡災害報告、休業 4 日以上之死傷者数は労働者死傷病報告より作成したもの（いずれも暦年集計）。
- 現在、安全衛生分科会において第 12 次労働災害防止計画に係る総括を行うとともに、第 13 次労働災害防止計画の策定に向けた検討を行っている。

